

安全保障関連法案の強行採決に反対し、慎重な審議を  
尽くすことを求める意見書

安全保障関連法案は、歴代内閣が一貫して集団的自衛権の行使は許されないとしてきた安全保障の根幹にかかわる基本方針を、集団的自衛権容認の閣議決定に基づき、一内閣の一存で180度転換するものである。同法案によると、後方支援の名目で他国軍への弾薬・燃料の補給等をするため、自衛隊を世界中に派遣することが可能となっている。

世論調査によれば、国民の約6割が反対を表明し、約8割が説明不足と回答しているほか、国会前で約12万もの人々が集結するなど、全国各地で抗議運動の輪が広がっている。

安倍首相は衆議院の強行採決の際に、「十分な時間をかけて審議を行ったが国民の理解が進んでいる状況ではない」とし、「参議院において丁寧な説明をして国民の理解が進むよう努力する」と言及した。ところが、参議院での審議においても、9月4日の時点で95回も審議が中断し、政府の答弁も一貫性を欠く状況が続いている。また、参議院の参考人質疑においても、「専守防衛はいささかも変わらない」としている安倍首相に対し、元内閣法制局長官が、「個別的自衛権を発動している間は専守防衛に反することはないが、わが国の領域外に出て行くことになれば専守防衛が崩れることはありうる」との認識を示すなど、審議を重ねるほどに国民の不安は増している。

こうした状況にもかかわらず、安倍首相は「論議は出尽くした」として、参議院においても強行採決の姿勢を示しているが、国民の多くは、法案を理解していないから反対しているのではなく、法案の違憲性と危険性を十分に理解したからこそ反対しているのである。

参議院においては、良識の府としての存在意義を発揮し、国民の意思を尊重すべく慎重かつ丁寧な審議がなされるべきであり、政府及び与党による強行採決や60日ルールによる衆議院での再議決などは許されるものではない。

よって、国会及び政府においては、国民の不安を払拭するためにも、今国会での強行採決をせず、さらなる慎重な審議を尽くすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）9月17日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣  
（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに  
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員